

令和5年 第3回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和5年3月6日					
3. 開催通知の期日	令和5年3月6日					
4. 招集期日	令和5年3月28日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 401会議室					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 3時30分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
	5	山口 剛	出	14	齊藤蝶次郎	出
	6	望月美知子	出	15	佐藤次雄	出
	7	福井敏彦	出	16	白鳥金次	出
	8	渡辺輝子	出	17	湯本貴文	出
	9	湯本 浩	出	18	上原 仁	出
	10	藤浦忠広	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			出
	書 記		石川政志			出

1 1. 報告事項

- 報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 8号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について

1 2. 提出議案

- 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 6号 農地法第3条第2項第5号に基づく別段面積の告示の廃止について
 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 8号 農用地利用集積計画の承認について
 議案第 9号 令和5年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金について
 議案第10号 山ノ内町「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

13. その他

令和5年度農業委員会による最適化活動の目標について
太陽光発電のための農地転用について
農地利用最適化推進委員の補充について
農業委員会改選のスケジュールについて
当面の日程について

<開会>

会長代理 それでは、皆さんそろいましたので、ただいまより令和5年第3回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
それでは、招集者挨拶、山本会長よりよろしくお願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 お世話さまです。
前段において、山ノ内町農業振興地域促進委員会の開催の会議、大変ご苦労さまでした。
3月の下旬ということで、桜の便りも、飯田のほうで、もう満開という話を聞いております。また、上田、松本、高田のほうも開花宣言が出て、長野市のほうも近日中に出るような感じの報道ではありましたが、また農作業のほうも、4月に入りますと今まで以上に忙しくなってくると思いますけれども、農家の皆さんの負担が、これからいっぱい出てくるわけですが、頑張って農作業のほう、していただきたいと思います。
話は別ですが、3月のWBCの侍ジャパンの野球ですか。見事優勝したということで、大変喜ばしい話だと思います。
また、3月ですが、17日に農地部会のほうと農政部会のほうの会議がございまして、後のほうで、また説明もあろうかと思っておりますけれども、今日は多少お疲れぎみになるかもしれませんが、よろしく会議のほう、よろしくお願いいたします。
本日はご苦労さまです。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。
それでは、引き続き議事の進行を山本会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 議事録署名委員の選任でありますけれども、今日は
1番 湯本幸作 委員
2番 湯本久万 委員
よろしくお願いいたします。

<議事>

議 長 では、5番の議事に入ります。
(1) 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページ目をお願いします。報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月4件です。

1件目の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇ほか7筆、現況地目は畑、現況面積1万1,715平米、あっせんの希望はございません。

2件目の所有者は〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ほか17筆、現況地目は畑、現況面積1万7,784.67平米、あっせんの希望はございません。

3件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇-1ほか6筆、現況地目、畑、現況面積9,945平米、一部あっせん希望ありということで、24ページに位置図を載せております。相続した7筆のうち、寒沢の2筆をあっせん希望ということです。

1ページ目に戻りまして、4件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇-4ほか2筆、現況地目、畑、現況面積2,823平米、あっせんの希望はございません。

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。ただいま報告事項ですけれども、何かご質問あるようでしたら挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(2) 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月4件です。
1件目ですが、所在地が大字寒沢字〇〇〇〇6-1、現況地目は畑で、面積が3,440平米、通知人、賃貸人が宮の〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足によるためとなります。
2件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇6-1、字〇〇〇〇2-1、現況地目は畑で、現況面積が3,951平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足によるためとなります。
3件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-1、現況地目は畑で、面積が1,361平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ貸借するためとなります。
4件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-1、現況地目、畑で面積が1,361平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ貸借するためとなります。
以上4件、報告します。

議長 ありがとうございます。これも報告事項ですけれども、何かご質問があるようでしたら挙手願います。(なし)
ないようでしたら、(3) 報告第8号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。報告第8号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供につきまして、ご覧の表のとおりとなります。令和5年度に公表いたします賃借料情報でございますが、令和2年から令和4年の3年間の実績を基に算定いたしました。表内の金額につきましては、上段が公表値、括弧書きの部分が今年の

公表値となっております。

一番左側の列ですけれども、算出した基礎となった筆数となっております、上段が今回算出した筆数、括弧書きが前回公表しました基礎となった筆数となっております。

実際の公表数値は下段の括弧書きについて削除して、上段の数字のみの公表とさせていただきます。昨年と比べて、最高賃料が野菜、ブドウ、プラムと同額となっておりますが、そのほかについては、前回の公表数値に空くとなっております。簡単ではありますが、以上、報告します。

議長 ありがとうございます。この報告に対するご質問、ありましたら挙手願います。
(なし)

ないようでしたら、次に進みます。

(4) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月6件です。

1件目ですが、申請人、貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積1万838平米、耕作面積5,652平米、家族総数6、稼働人員ゼロ。借人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数1、稼働人員1。申請地は大字戸狩字〇〇〇〇-1、現況地目は畑で、面積は5,282平米のうち1,697平米となります。契約内容は賃貸借で、賃料は1万5,000円となります。理由ですけれども、貸人につきましては、高齢のため経営規模の縮小、借人につきましては、桃の作付で新規就農となっております。位置図を25ページ、公図を26ページに載せております。

2件目ですが、申請人、貸人が〇〇〇〇一の〇〇〇〇〇、所有面積3,499平米、耕作面積2,193平米、家族総数4、稼働人員ゼロ。借人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数7、稼働人員3です。申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇-1、現況地目は田で、面積は2,038平米となります。契約内容は賃貸借で、賃料は2万円となります。理由ですけれども、貸人につきましては、高齢のため経営規模の縮小、借人につきましては、ブドウの作付で新規就農となっております。位置図を27ページ、公図を28ページに載せております。

3件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積3,462平米、耕作面積2,081平米、家族総数2、稼働人員ゼロ。受人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに5,977平米、家族総数4、稼働人員3です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-1、現況地目、畑で面積は1,282平米となります。契約内容は売買で、価格は10万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては、リンゴの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を29ページ、公図を30ページに載せております。

4件目ですが、申請人、貸人は〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積2万4,951平米、耕作面積2万3,806平米、家族総数4、稼働人員3。借人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数1、稼働人員1です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-2、現況地目は畑で、面積が1,229平米となります。契約内容は賃貸借で、賃料は1万円となります。理由ですけれども、貸人につきましては、高齢のため経営規模の縮小、借人につきましては、ブドウの作付で新規就農となっております。位置図を31ページ、公図を32ページに載せております。

5件目ですが、申請人、貸人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積9,135平米、耕作面積5,284平米、家族総数1、稼働人員1。借人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数1、稼働人員1です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-1、字〇〇〇〇〇-1、現況地目は畑で、合計面積が3,951平米となります。契約内容は賃貸借で、賃料は2万円となります。理由ですけれども、貸人につきましては、労力不足のため経営規模の縮小、借人につきましては、ブドウの作付で新規就農となっております。位置図を33ページ、公図を34ページから35ページに載せております。

6件目ですが、こちらの案件は農業目的ではなく、地下に埋設してある排湯管の使用ということで、地役権の設定となります。申請人、貸人は〇〇の〇〇〇〇、借人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-1。地目ですが、台帳は畑、現況は宅地、面積は247平米、契約内容は10年間の賃貸借で、賃料は年間2万円となります。理由ですけれども、上条にある外湯、瑠璃の湯の排湯管が申請地に埋設してあるためであります。位置図を36ページ、公図を37ページに載せてあります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。議案第5号の1の補足説明をお願いしたいと思います。議案1の補足説明、上原委員、お願いいたします。

上原委員 借人の〇〇さんの桃畑なんですけど、今までも貸しておられたんですけど、返ってきたというので、借人の〇〇さん、〇〇〇となっておりますが、この方、長野の〇〇〇〇に勤めていらっしゃるって、長年そこで働いていて、今度新たに山ノ内で農業をやりたいということで、まずこの桃畑を借りたいということでこの話がまとまりました。住まいは中野市、アパートに暮らして、今はいらっしゃるんですけど、山ノ内にいい住むところがあれば、そこを借りて一生懸命これからやっていきたいという方です。なかなか真面目で一生懸命な方なので、問題ないと思いますのでよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。この案件についての質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇さんと〇〇さんは親戚関係でありまして、〇〇さんは高齢のためということで、田んぼだったんですけど、草刈りだけの管理をしておられまして、それを見て、親戚の〇〇さんは勤めていらっしゃるんですけど、ここで、もうそろそろ実家というのか、親が農業をやっているわけですが、新規にブドウをやりたいということで、この話になりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 この畑は、受人の〇〇さんが〇〇さんのお兄さんに当たる〇〇〇〇さんからずっと借りてリンゴを作っていた畑なのですが、そのお兄さんの〇〇〇〇さんが亡くなってしまって、〇〇さんに相続されたということで、今回、〇〇さんは〇〇〇に在住ですので、私が持っても仕方ないので買ってくれないかということで話がまとまったものでございます。何の問題もありませんのでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 4番の案件について、湯本久万委員、お願いいたします。

湯本久万委員 〇〇さんは県外から移住してこられて、就農を目指して2年間、この貸人の〇〇さんの下で里親研修をされていまして、2年間の里親研修を終えて、この春から新規就農をしたいということで、〇〇〇さんの畑を借りて新規就農をしたいということなので、これからも〇〇〇さん、いろいろ相談や技術指導など行ってくださるといことなので、問題ないかと思ます。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 5番の案件について、同じく湯本久万委員、お願いいたします。

湯本久万委員 〇〇さんも、大阪からこちらのほうへ移住してこられた方で、今までブドウの棚を作る仕事を長くやってくられました。ブドウの棚作りなどをしながら、この地域で農業をやりたいというふうに思われたようで、先ほどと同じ〇〇〇さんの下で棚作りをしたり、〇〇〇さんの下で研修をしたりして、2年間過ごしてきて、ここで春から新規就農をしたいということだそうですので、問題ないかと思ます。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 6番の案件について、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 この案件におきましては、全体の定例会のときに説明させていただいたものと同じものでありまして、今回につきましては、〇〇の共同浴場の排湯管が〇〇〇〇さんの農地の地下を通っているということで、今後、土地の売買や相続が行われて所有者が変わった場合に、排湯管の埋設を拒否される可能性があります。そのために地役権を設定して、当該の農地の地下を指定する権利を制しめるということです。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 続きまして、(5) 議案第6号 農地法第3条第2項第5号に基づく別段面積の告示の廃止について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 資料6ページをお願いします。議案第6号 農地法第3条第2項第5号に基づく別段面積の告示の廃止についてです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農地法が改正され、農地法第3条第2項第5号に規定する農地取得の下限面積要件が廃止（令和5年4月1日施行）により、資料の7ページに載せてあります別段面積の告示が効力を失うこととなりますので、当該告示を廃止するものとなります。
以上です。

議長 ありがとうございます。この案件についての補足説明を望月委員、お願いいたします。

望月委員 議案第6号 農地法第3条第2項第5号に基づく別段面積の告示の廃止について。これまでの下限面積は1,000平方メートルでしたが、これが廃止されることにより、今まで農業をされてこなかった方が農地の取得の申請がしやすくなりました。よい点としては、いろいろな方が農業に参入できるようになります。農地を取得した後に管理し切れず、荒らしてしまうことも考えられるため、農地部会で集まり、今後どのようにするか話し合いをいたしました。
話し合いの結果、今まで農業をされていない方が農地を購入したい、または貸し借りをしたいという農業委員会に申請があった際には、解除条件付契約と誓約書をつけてもらうことになりました。解除条件付の契約書は貸し借りの場合のみですが、適正に管理していないと判断された場合は、元の所有者に耕作する権利が戻されるというものです。誓約書は、農地を荒らしてしまっただけで病害虫を発生させてしまった場合などに、農業委員会などの指示に従い、処分をするというものです。いずれも事務局で受付をし、処理するもので、委員の皆様には、申請があった際には今までと変わらずにご対応いただきたいと思っております。
以上です。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。

藤浦委員 今までの通常の農業委員会とか、役場を通したやりとりは利用権設定が主でやってきたけれども、それ以外に、そういう面積が小さい場合、それはどのぐらいの面積か、決まっていますか。どのぐらいからはそっちで対応するというのは、何か。

事務局 新規参入する方に対して、解除条件付だったり誓約書をつけるということなので、面積に関しては決めてはいないです。

藤浦委員 それ、本格的に農家をやるために借りる場合ではない人に対する対応ということだね。

事務局 それも含めて、本格的にやられる方、または家庭菜園並みにやりたいという方、両方につけてもらうという話になりました。

藤浦委員 新規参入する人には全てにその2つ、利用権設定とは別に、これも設けるといことですね。

事務局 そうですね。

議 長 ほかに質問のある方。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(6) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、資料9ページをお願い
します。
農地転用の案件ですが、今月1件ございます。
所在地ですが、大字佐野字〇〇〇〇2-3、地目は台帳、現況ともに畑、面積は4
28平米、農地区分は1種農地に該当します。申請事由としましては、個人用住宅
の建築ということで、1棟の建築で、建築面積は74.53平米になります。申請
人、渡人は薬師の〇〇〇〇〇、受人は〇〇〇〇在住の〇〇〇〇、宏香。契約内容は使用
貸借で、事由の詳細ですが、受人の家族構成人数の増加や成長により、現在の住
宅が手狭になったため、住宅を建築するという事です。資料38ページに位置図
をつけております。場所ですけれども、象山公園から北西のほうへ100メートル
ほど進んだ農地になります。39ページに公図の写し、40ページに登記簿謄本の
写し、41ページに土地利用の平面図、42ページに住宅の立面図を載せています。
以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件について補足説明を湯本幸作委員、お願いいた
します。

湯本幸作委員 この〇〇〇〇さんと〇〇さんはご夫婦で、現在子供と3人で〇〇〇のアパート
に住んでおられます。それで、子供が大きくなってきて、アパート生活がちょっと
狭くなったということで新築住宅の建築を検討していたところ、奥さんの祖母に当
たる〇〇〇〇〇さんが所有する農地が条件的によく、またさらに身内でもあるとい
うことで、無償でその土地を貸してくれるということなので、この土地を選んだそ
うです。農地転用、何の問題もないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、(7) 議案第8号 農用地利用集積計画の承認について、事務局よりお
願いいたします。

事務局 資料13ページをお願いします。議案第8号 農用地利用集積計画の承認について、
今月利用権設定の新規設定は4件、再設定が6件の計10件です。
1件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇、
設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇0-1、〇〇〇-2、現況地目は田で、合計面
積1,838平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で水稻の作付を予定し
ています。賃料は全体で2万3,920円の新規設定となります。
2件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、
設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-8、現況地目は田で、面積647平米、
利用権の種類は賃借権で、6年の設定で水稻の作付を予定しております。賃料は全
体で5,000円の再設定となります。
3件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇

○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○、○○○、現況地目は畑で、合計面積4, 186平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴとブドウの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万円の再設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○、設定する者が○○○の○○○

○、設定する農地、大字夜間瀬字中林810-1、現況地目は畑で、面積762平米、利用権の種類は賃借権で、3年の設定でブドウの作付を予定しております。賃料は10アール当たり1万6,000円の再設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が○○○○の○○○○、設定する者が○○の○○○○○、設定する農地、大字平穏字○○○○○○-1、字○○○○○○-1、現況地目は畑で、合計面積3,285平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しております。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が○○の○○○○、設定する者が○○の○○○、設定する農地、大字平穏字○○○○○○-1、字○○○○○○-1、現況地目は畑で、合計面積841平米、利用権の種類は賃借権で、3年の設定でプラムの作付を予定しております。賃料は全体で7,000円の再設定になります。

7件目ですが、設定を受ける者が○○の○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字寒沢字○○○○○○○-1ほか3筆、現況地目は畑で、合計面積1,154平米、利用権の種類は使用貸借で、5年の設定でギンナンの作付を予定しております。賃料は無償で、再設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○、現況地目は畑で、面積931平米、利用権の種類は賃借権で、6年の設定でブドウの作付を予定しております。賃料は全体で3,000円の再設定となります。

14ページをお願いします。

9件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○-1、字○○○○○○-1、現況地目は畑で、合計面積2,267平米、利用権の種類は賃借権で、6年の設定でブドウの作付を予定しております。賃料は全体で1万円の新規設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○、現況地目は畑で、面積1,365平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しております。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。

以上10件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第8号の利用権設定の件の補足説明をお願いいたします。

1番の案件で、湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本幸作委員 ○○○○さんなんですが、この地主さんの方も一応○○のほうに住んでいらっしゃるんですけども、高齢のため、息子さんの住む○○で生活していたんですけども、亡くなってしまって、息子さんのほうからこの田んぼ買ってくんねかなという、そんなような相談もあったらしいんですけども、○○さんにとしてみると、いきなりちょっとそんなことを言われてもということなので、一応まだ双方の折り合いがついていないので、取りあえずこれは保留ということで、それとまた、今までと同様、作ることにになりました。それでまた、○○○○さんのおやじさん、チョ

ウジさんかな、も亡くなってしまって、今度、息子さんの〇〇〇〇君に一応名義変更したということで、これでまた、この4月から10年の新規契約ということでやられるそうなので、問題ないと思いますけれども、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。
(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 〇〇さんは、この田を親の代から借りて作っておられまして、引き続き作られるということで、問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 設定される方、〇〇さんなんですが、高齢にもなりましたし、親も亡くなられて1人になってしまったということで、前回〇〇さんのほうにお貸しして畑をやってもらったということですが、また再設定ということでもありますので、問題ないかと思っておりますのでよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件について、補足説明を湯本久万委員、お願いいたします。

湯本久万委員 労力不足で作ることができない〇〇さんの畑を〇〇さんが引き続いて借りて作られるということなので、問題ないと思います。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番の案件について、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 〇〇〇〇〇さんは、この畑を今まで貸していたんですけども、返されまして、借りてくれる人を探していました。今回Iターンで5年前からこちらのほうでリンゴを栽培されている〇〇さんが借りてくれるということになりまして、借りて、規模を拡大され、現在1町歩ほど作っておられるそうですけれども、この畑を借りて規模を拡大して、しっかりこれからも経営されるということで、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件を同じく湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 再設定ということで、引き続き〇〇さん、この辺りでプラムを作られるということで、しっかりやられていますので問題ないと思います。お願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
7番の案件について、補足説明を上原委員、お願いいたします。

上原委員 この案件ですが、〇〇〇〇さん、農業委員の〇〇さんです。利用権設定する〇〇さんですが、お嫁に〇〇に行かれて、実家はもう既に誰もいらっしゃらなくて、今、この貸している畑以外のところは定期的に〇〇から来られて、草刈り等、まめにきれいにされています。またこれも再設定であり、〇〇さんはギンナンを栽培されるということで、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
白鳥委員、可決ということでお願いします。
8番の案件について、湯本貴文委員、8番、9番一緒をお願いいたします。

湯本貴文委員 設定を受ける方、〇〇〇〇さん、8、9なんですが、借りるところがちょっと違いますので、また別にお話ししますが、8番の〇〇〇〇さんからお借りしている畑、これは長年借りていて栽培しているというところなんです。再設定ということですので、問題なく順調でやっていると思います。いいと思います。よろしく願います。
9番も一緒にやってしまっていていいですか。今度、9番のほうなんですが、設定する側の〇〇〇〇〇さんのほうなんですが、高齢ということもあり、昨年腰を痛めてしまって農業ができないということで、誰か借りる方がいないかということで探したんですが、近くで農業をやっている〇〇さんがやってもいいよということで、借りられることになりました。新規ということですが、認定農業者である〇〇〇〇さんでありますので、問題ないかと思っておりますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。それでは、8番の案件から質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
9番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
10番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんは、今ちょっと体調を崩されていて施設に入っておられます。息子さんは小学校で校長先生をやっておられるわけですが、とても農業はできないということで、〇〇さんをお願いしたら、快く引き受けてくださいました。〇〇さんですので問題ないと思いますが、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
〇〇さん、可決ということでお願いいたします。
続きまして、(8) 議案第9号 令和5年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料18ページをお願いします。議案第9号 令和5年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金表(案)ということになりまして、説明させていただきます。昨年の長野県の最低賃金が877円になりまして、令和4年10月に31円アップの908円となりまして、それに伴いまして、稲作、野菜・果樹、キノコ等の一般作業も県の最低賃金に合わせて908円というふうにさせていただきました。また、そのほか技術作業と機械作業は最低賃金のアップ率であるおおむね3.5%を掛けて、全ての作業で金額を上げております。以上になります。

議 長 ありがとうございます。この案件について補足説明を藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 今、事務局からお聞きになったとおりで、特に補足はないですが、1つ、時間当たりに関しては最低賃金のアップ率3.5%を掛けて出していったんですけども、1つだけ、SSの防除作業です。これが昨年4,400円から今年4,450円と50円アップ、3.5%ではないんですが、これだけ成木10アール当たりの1回当たり幾らということで、結構部会の中では、割と10アール当たりで4,400円もらえればいいお金だよねということで、据置きでもいいんじゃないかという話もあったんですが、人が動いている以上、人件費も当然関係している話ですので、50円アップしておこうかというところで落ち着きました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件について何かご質問のある方は挙手願います。

齊藤委員 草刈り作業で、金額が3,920円で、括弧の中は4,050円になっているんですけども、これはどちら。

事務局 4,050円が正しいほうで、申し訳ありません。事務局のミスです。18ページの一番下の草刈り作業、乗用と書いてあるところなんですけれども、3,920円とありますが、これはすみません。間違いで、4,050円が正しい数字です。元が3,920円ということで、今度は4,050円になるということです。

議 長 ということだそうですのでお願いいたします。ほかに質問のある方。
ちなみにこれ、田んぼのほうの農作業のアップ率は、これも3.5でしたっけ。

事務局 田んぼも同じく3.5%です。

議 長 ほかにご質問のある方は。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
(9) 議案第10号 山ノ内町「農地等の利用最適化の推進に関する指針」につい

て、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料19ページをお願いします。議案第10号 山ノ内町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」ということで、こちら、本来であれば農業委員会改選の際の、3年に1回指針を見直すというものであります。実は、令和5年4月から、農業委員会法の改正に併せて、見直しを年度内に行うということが適当であるというふうに国のほうから指示がありまして、今回農業委員会にかけさせていただきました。この内容、全て見ていくとボリュームが多いので、簡潔に説明させていただきます。

改正された内容としましては、農業委員会として遊休農地や担い手への農地の集積・集約化、また新規参入の促進の活動に対する評価を新たに公表するということになりましたので、その文章を付け加えたというような見直し対応となっております。また、この内容で県と農業会議のほうでも協議して、公表を進めていくという予定です。

以上になります。

議長 ありがとうございます。この議案について質問のある方は挙手願います。

藤浦委員 公表というのは、媒体は何で公表するのですか。

事務局 媒体はインターネットで公表です。各委員さんを評価、点検するということなんですけれども、実名を出すというものではなくて、地域単位で何人か集まった中での活動日数だったり、集積面積だったりを公表するということになっております。

議長 藤浦委員、よろしいですか。

藤浦委員 はい。

議長 ほかに質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

これで議事は終了しましたので、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

会長代理 山本会長、議事進行、ありがとうございました。

それでは、その他ということで、事務局、説明をよろしく願います。

<その他> 令和5年度農業委員会による最適化活動の目標について
太陽光発電のための農地転用について
農地利用最適化推進委員の補充について
農業委員会改選のスケジュールについて
当面の日程について

会長代理 それでは、以上をもちまして第3回山ノ内町農業委員会定例総会を終了とさせていただきます。皆様お疲れさまでした。

閉会 午後 4時41分